

だて市政だより 災害対策号

【第7号】

平成23年4月28日発行

■市長メッセージ

伊達市内の放射線については、これまで県が56地点、伊達市が90地点について調査してきました。放射線量は、全体的に減少傾向にあります。伊達市内は、前回の災害対策号で紹介した「福島原発事故の放射線健康リスク」の講演会の内容のとおり安全な値ですが、文部科学省で学校の屋外活動を制限する際の基準値として示した3.8マイクロシベルト/時間を超える地点が数箇所あります。

伊達市では、基準値を超えた地点を含め主な観測点を設定し、毎日測定しています。今後も、原発の新たな動向や国や県の情報・指示により測定の必要性が発生した場合には、観測点を増やし調査を行っていきます。

測定の結果によって、必要と思われる対策を講じるとともに、広報紙やその他の手段を使って皆さんにお知らせしますので、市からの広報には常に関心をもっていただきますようお願いいたします。

伊達市長 仁志田 昇司

■市内各地域の放射線測定結果

◎放射線測定値（伊達市測定）							[単位：マイクロシベルト/時間]
測定日	伊達地域	梁川地域	保原地域		霊山地域		
	伊達総合支所	梁川総合支所	保原本庁舎	富成郵便局	霊山総合支所	八木平バス停	
測定期間中の最高値	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	
	3月28日	3月27日	3月18日	4月20日	3月28日	4月15日	
	1.74	1.57	7.98	2.43	3.61	2.83	
4月21日	0.85	0.68	1.22	1.88	1.52	2.36	
22日	0.95	0.73	1.24	1.92	1.56	2.51	
23日	0.75	0.79	0.98	1.97	1.87	2.47	
24日	0.90	0.70	1.28	1.81	1.50	2.38	
25日	0.85	0.84	1.27	1.90	1.65	2.35	
26日	0.86	0.72	1.15	1.89	1.56	2.36	
測定日	霊山地域			月舘地域			
	坂ノ上集会所	小国ふれあいセンター	こどもの村国道115号線駐車場	月舘総合支所	国道399号線飯舘村境		
測定期間中の最高値	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	
	4月17日	3月29日	4月16日	3月27日	3月27日	3月27日	
	5.92	7.24	3.15	2.88	5.55		
4月21日	4.89	2.92	2.73	1.20	2.33		
22日	4.81	2.93	2.91	1.22	2.59		
23日	3.71	2.27	3.41	1.15	2.67		
24日	3.81	2.96	2.77	1.22	2.52		
25日	3.73	2.96	2.84	1.20	2.48		
26日	3.52	3.21	2.76	1.19	2.18		

※問い合わせ先：市災害対策本部 ☎575-1003

■学校などにおける屋外活動制限の基準値について

4月19日、福島県教育委員会から「学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」が示されました。その中で、年間累積被曝放射線量を20ミリシーベルト以下にすることが望ましいとの観点から、屋外活動を制限する基準値として毎時3.8マイクロシーベルトが示されました。その積算は木造家屋内で16時間、屋外で8時間の生活を1年間続けた場合を想定しています。

屋内：3.8マイクロシーベルト/時間×0.4×16時間＝24.32マイクロシーベルト

(木造家屋内の放射線量は、屋外の4割に減少することを想定しています)

屋外：3.8マイクロシーベルト/時間×8時間＝30.4マイクロシーベルト

年間：(24.32(屋内)＋30.4(屋外))マイクロシーベルト×365日＝19972.8マイクロシーベルト
 ≒20ミリシーベルト

伊達市で、3.8マイクロシーベルト/時間を超えているのは富成小学校、小国小学校、富成幼稚園ですが、屋外活動をできるだけ控えることにより、年間の放射線量は20ミリシーベルトを超えることは無いと判断しています。また、放射線量を下げするため、校庭の表土を剥ぐことも検討しています。

※問い合わせ先：【学校関係】教育委員会学校教育課 ☎577-3249

【幼稚園、保育園関係】こども部こども保育課 ☎577-3141

■市内小中学校の放射線測定結果

国の基準により、小学校は地上高50センチメートル、中学校は地上高1メートル地点で測定しています。

◎放射線測定値（伊達市測定）測定位置：校庭		[単位：マイクロシーベルト/時間]					
測定日	保原地域				霊山地域		月舘地域
	小学校		中学校	小学校		小学校	
	上保原	柱沢	富成	松陽	掛田	小国	小手
測定期間中の最高値	測定日 4月11日 2.69	測定日 4月9日 4.08	測定日 4月9日 5.52	測定日 4月10日 3.84	測定日 4月8日 3.68	測定日 4月9日 6.29	測定日 4月9日 3.71
4月21日	2.22	3.08	4.15	3.06	2.82	5.09	2.63
22日	2.17	3.08	4.36	3.00	2.90	5.14	2.51
23日	1.89	3.04	3.85	2.94	2.74	4.90	2.89
24日	2.07	2.92	4.13	2.87	2.65	4.92	2.55
25日	2.33	2.61	4.70	3.29	3.07	5.34	2.59
26日		2.66	4.58	3.27	3.10	5.25	2.55

※問い合わせ先：教育委員会教育総務課 ☎577-3245

■飲用水の放射性ヨウ素、セシウム測定結果

災害対策号（第6号）以降（4月22日以降）、月舘簡易専用水道および摺上川ダムの水道水において、放射性ヨウ素、セシウムは検出されていません。

また、周囲の放射線量が比較的高い保原町富沢字我宣地内、霊山町石田字川面地内、月舘町月舘字古谷地地内の井戸水についても調査した結果、放射性ヨウ素、セシウムは検出されませんでした。福島県で調査している飯舘村、川俣町などの井戸水からも放射性ヨウ素、セシウムは検出されておりませんので、安心してご使用ください。

井戸水については地表に降った雨が長い間時間をかけて地中に浸透し、その過程で放射性物質を含む塵がろ過され安全であると考えられておりますが、今後も引き続き調査を継続します。

※問い合わせ先：上下水道部施設工事課 ☎577-7213、総務課 ☎577-3283

■農産物被害などに関する情報

○摂取可能な農産物について

伊達市で産出された下記の農林水産物は、暫定規制値を下回っていることが確認されたため、安心して食べることができます。(H23.4.24現在)

区分	品 目
野菜	＜施設栽培＞イチゴ、キュウリ、トマト、ミニトマト、ニラ、アスパラガス、タラノ芽、ミツバ、オオバ、山ウド、サヤエンドウ、スナップエンドウ ＜露地栽培＞ネギ、アサツキ
畜産物	牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、鶏卵、原乳
きのこ類	＜施設栽培＞しいたけ、ナメコ、マイタケ、エノキタケ、エリンギ

○伊達市産の農産物の出荷および摂取の自粛について

本県産の農産物から、食品衛生法上暫定基準値を超える放射能物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、当分の間、出荷および摂取を差し控えるようお願いしている伊達市産出の主な品目は下記のとおりです。(H23.4.24現在)

自粛内容	区分	品 目
出荷および摂取を控えてください	野菜	『非結球性葉菜類』ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、くきたちな、カブレ菜、からしな、わさびな、ウルイ、畑ワサビ、花ワサビ等
		『結球性葉菜類』キャベツ、はくさい等
		『カブ』こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ等
	きのこ(露地)	『原木しいたけ』

※問い合わせ先：産業部農林課 ☎577-3173、伊達農業普及所 ☎575-3181

伊達みらい農業協同組合営農生活部 ☎575-0112

○土壌調査による作付判断について

政府は、水田土壌中の放射性セシウム濃度が1キログラム当たり5,000ベクレルを超えた場合、農作物の作付制限をすることになっています。市内では、現在、作付制限地域はありません。

土壌の放射能セシウムの上限値は、水田で稲を栽培した場合、どの程度玄米にセシウムが移行するかを基に算出され、移行の指数は、過去のデータや専門家の意見から0.1と設定されました。この結果、玄米の放射性セシウムを食品衛生法の暫定基準である500ベクレル以下に抑えるために、水田の土壌中の放射性セシウムの上限は5,000ベクレルとなりました。なお、野菜などは、米の移行指数より低い値といわれています。

○農産物モニタリング検査について

農産物の放射能モニタリング検査については、県が実施しており、今後も品目ごとに毎週検査を実施される予定です。この検査で、暫定基準値を超えた場合には、国・県より出荷・摂取の制限が要請されます。出荷・摂取の制限となっている品目については、制限の解除に向けた検査が継続的に実施され、3回連続で暫定基準値を下回った場合には、県が国に対して解除の申請をするようになります。

○原子力災害による損害賠償補償について

文部科学省では、原発事故に伴う損害賠償の指針をつくる原子力損害賠償紛争を設置し、先日、原発事故の賠償範囲を定める第1次指針案が示されました。正式な指針が明示されましたら、お知らせしますので、それまで引き続き、出荷伝票などの記録を保管しておいてください。

○今後の農作業管理について

【水稲】

- ・5月末までを目安に田植えを実施できるよう、計画的に作業を進めてください。
- ・地震により水田への亀裂や損傷がないかを確認し、応急的な補修が可能な場合は安全確保に留意し、補修を行ってください。

【果樹】

- ・果樹は永年作物であり、今年の管理が翌年にも影響することから、基本的な栽培管理や病害虫防除は、生育状況に合わせて例年通り進めてください。

【野菜】

- ・作付計画にあわせて、播種・育苗・圃場準備など、予定通り作業を進めてください。
- ・現在出荷制限となっている品目がありますので、市や県のホームページなどで最新情報をご確認ください。
- ・施設栽培については、これまでどおりの栽培管理やハウス管理を進めてください。

■災害ごみの取扱いについて

震災により発生した災害ごみ（事業系は除く）は伊達地方衛生処理組合清掃センターか仮置き場に搬入することになっておりますが、5月分は次のような取扱いとなりますのでご注意ください。

○清掃センターへ搬入

【受付時間】

8時40分～11時30分、13時～16時

※平日のほかに土曜日、5月3日（憲法記念日）の祝日は受け付けを行います。

○仮置き場へ搬入

がれき類の仮置き場は、下記の期日で終了します。終了日以降は、各総合支所へ連絡してから清掃センターへ直接搬入することになります。

所在地	終了月日
梁川町字町裏地内（広瀬川万代橋下流）	5月22日（日）
上記以外の仮置き場	5月31日（火）

※仮置き場は各総合支所へ問い合わせください。

○災害ごみを運べない方へ

高齢者世帯などの理由で災害ごみを運べない方については、後日日程を定めて収集しますので、5月31日（火）までに各総合支所へ申し込んでください。収集日については決まり次第お知らせします。

※問い合わせ先：市民生活部環境防災課 ☎575-1228、各総合支所

■相双地区から避難されている方へ

避難前の県や市町村では、避難されている方の避難場所や避難前の住所などの情報を収集しています。この情報は、災害見舞金や保険証の交付、税の減免などについて避難者へ通知する際に利用しますので、まだ届出をしていない方は最寄りの総合支所へ届け出をお願いします。

届出用紙は各総合支所に備えてあります。

なお、すでに届け出されている方には、新たに確認したい情報があるため【避難先等に関する情報提供書面】をお送りしていますので、内容を確認のうえ再度届け出をお願いします。

※問い合わせ先：総務企画部企画調整課 ☎575-1142、各総合支所

伊達市災害対策本部（保原本庁舎2階）575-1003